

平成22年第1回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成22年3月23日（火曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第3号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
第4号議案 工事の請負契約について（中央小学校体育館改築工事(本体工事)）
第5号議案 町道路線の認定及び廃止について
第14号議案 平成22年度幸田町一般会計予算
第15号議案 平成22年度幸田町土地取得特別会計予算
第16号議案 平成22年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第17号議案 平成22年度幸田町老人保健特別会計予算
第18号議案 平成22年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算
第19号議案 平成22年度幸田町介護保険特別会計予算
第20号議案 平成22年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第21号議案 平成22年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第22号議案 平成22年度幸田町下水道事業特別会計予算
第23号議案 平成22年度幸田町水道事業会計予算
- 陳情第1号 民間保育所運営費の一般財源化に関する国へ意見書採択についての陳情
- 陳情第2号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情
- 陳情第3号 外国人への参政権を付与する法案に反対する陳情
- 日程第3 議員提出議案第1号 外国人への参政権を付与する法案に反対する意見書（案）の提出について
- 日程第4 第24号議案 幸田町監査委員の選任について
- 日程第5 第25号議案 平成21年度幸田町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第6 閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1番 酒向弘康君 | 2番 大嶽弘君 | 3番 池田久男君 |
| 4番 水野千代子君 | 6番 足立嘉之君 | 7番 鈴木博司君 |
| 8番 杉浦務君 | 9番 鈴木修一君 | 10番 黒柳広治君 |
| 11番 大須賀好夫君 | 12番 内田等君 | 13番 丸山千代子君 |
| 14番 伊藤宗次君 | 15番 夏目一成君 | 16番 鈴木三津男君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 町長 | 近藤徳光君 | 副町長 | 大須賀一誠君 |
| 総務部長 | 新家道雄君 | 健康福祉部長 | 音部年秀君 |
| 環境経済部長 | 松本和雄君 | 建設部長 | 鍋田堅次郎君 |
| 会計管理者 | 本多幸夫君 | 参事 | 鈴木忠男君 |
| 教育長 | 内田浩君 | 教育部長 | 牧野良司君 |
| 消防長 | 酒井利津夫君 | | |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 局長 長坂安博君 主 幹 鈴木政彦君

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

何かとご多忙のところ、長期間にわたり熱心にご審議を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（鈴木三津男君） ここで、町長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

町長。

〔町長 近藤徳光君 登壇〕

○町長（近藤徳光君） 議長のお許しを得まして、発言をさせていただきます。

本日、第24号議案 幸田町監査委員の選任について及び第25号議案 平成21年度一般会計補正予算（第5号）の追加提案をお願いしたいと存じます。

後ほど詳しくは説明をさせていただきますが、補正予算につきましては、平成21年度地域活性化・臨時交付金の追加配分等が確定をいたしましたために、補正をさせていただきます。よろしく願いをいたします。

〔町長 近藤徳光君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 新家道雄君 登壇〕

○総務部長（新家道雄君） 先般開催いたしました総務委員会議案質疑、予算特別委員会にそれぞれ要求資料がございました。お手元に配付いたしましたので、よろしく願いをいたします。

なお、本日、追加議案の第24号議案の関係資料につきまして、一部差しかえをいたします。お手元に配付いたしましたので、よろしく願いをいたします。1ページから

2 ページにわたります。お願いします。

〔総務部長 新家道雄君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は、前回同様 11 名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご了承願います。

日程第 1

○議長（鈴木三津男君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 120 条の規定により、本日の会議録署名議員を、11 番 大須賀好夫君、12 番 内田 等君のご両名を指名いたします。

日程第 2

○議長（鈴木三津男君） 日程第 2、第 3 号議案から第 5 号議案までの 3 件と第 14 号議案から第 23 号議案までの 10 件並びに陳情第 1 号から陳情第 3 号までの 3 件、以上、合わせて 16 件を一括議題といたします。

これより、委員長報告を行います。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

6 番、足立嘉之君。

〔6 番 足立嘉之君 登壇〕

○6 番（足立嘉之君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、総務委員会審査結果報告について、審査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

総務委員会審査結果報告書

平成 22 年 3 月 23 日

議長 鈴木三津男様

委員長 足立 嘉之

平成 22 年第 1 回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第 3 号 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について。職員の住居手当の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第 3 号 外国人への参政権を付与する法案に反対する陳情。外国人に参政権を付与する法案を提出しないよう求め、国に対し意見書の提出を求める陳情。全員一致をもって採択すべきものと決した。

以上であります。

〔6 番 足立嘉之君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

4 番、水野千代子君。

〔4 番 水野千代子君 登壇〕

○4番（水野千代子君） おはようございます。

お手元の報告書の朗読をもって報告いたします。

産業建設委員会審査結果報告書

平成22年3月23日

議長 鈴木三津男様

委員長 水野千代子

平成22年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号 第5号。議案名 町道路線の認定及び廃止について。概要 道路整備等に
伴い、必要があるから。結果 全員一致を持って原案を可決すべきものと決した。

以上でございます。

〔4番 水野千代子君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

13番、丸山千代子君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 文教福祉委員会審査結果報告書の朗読をもって報告いたします。

議長 鈴木三津男様

平成22年3月23日

委員長 丸山千代子

平成22年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告をいたします。

第4号 工事の請負契約について（中央小学校体育館改築工事（本体工事））。中央
小学校体育館改築工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決す
べきものと決した。

陳情第1号 民間保育所運営費の一般財源化に関する国へ意見書採択についての陳情。
民間保育所運営費の一般財源化を行わないよう求め、国に対し意見書の提出を求める陳
情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第2号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見
書採択についての陳情。障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」を早急に撤
廃することを求め、国に対し意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべ
きものと決した。

以上です。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

15番、夏目一成君。

〔15番 夏目一成君 登壇〕

○15番（夏目一成君） 審査結果の報告書の朗読をもって、報告にかえさせていただきます。

予算特別委員会審査結果報告書

平成22年3月23日

議長 鈴木三津男様

委員長 夏目 一成

平成22年第1回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告をいたします。

第14号 平成22年度幸田町一般会計予算。総予算額126億4,000万、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、最高額10億円、第5条歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第15号 平成22年度幸田町土地取得特別会計予算。総予算額2億679万2,000円、土地取得費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第16号 平成22年度幸田町国民健康保険特別会計予算。総予算額29億2,458万4,000円、国民健康保険運営費、第2条歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第17号 平成22年度幸田町老人保健特別会計予算。総予算額235万5,000円、老人保健運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第18号 平成22年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算。総予算額2億7,054万4,000円、後期高齢者医療運営費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第19号 平成22年度幸田町介護保険特別会計予算。総予算額12億8,176万9,000円、介護保険運営費、第2条歳出予算の流用。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第20号 平成22年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計予算。総予算額5億376万1,000円、幸田駅前土地地区画整理事業運営費、第2条地方債。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第21号 平成22年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算。総予算額4億1,884万2,000円、農業集落排水事業運営費、第2条地方債。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第22号 平成22年度幸田町下水道事業特別会計予算。総予算額7億4,865万6,000円、下水道事業運営費、第2条地方債。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第23号 平成22年度幸田町水道事業会計予算。第1条 総則、第2条 業務の予定量、(1)給水戸数1万3,176戸、(2)年間総給水量438万4,560立方メートル、(3)一日平均給水量1万2,016立方メートル/日、(4)主な建設改良事業 配水施設建設費4億2,016万5,000円、配水施設整備改良費3億1,305万5,000円、第3条 収益的収入及び支出 収入6億6,574万7,000円、支出6億6,408万円、第4条 資本的収入及び支出 収入1億9,166万3,000円、支出7億5,035万1,000円、第5条 一時借入金 限度額1億円、第6条 予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条 議会の議決を経なければ流用することの

できない経費 職員給与費 9,236万円、第8条 他会計からの補助金 1,000円、第9条 たな卸資産購入限度額 724万2,000円。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

以上であります。

〔15番 夏目一成君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 陳情第3号 外国人への参政権を付与する法案に反対する陳情についてであります。

この陳情書の前段部分に、「最高裁判決へ、住民とは日本国民を意味するとしています」、これはこれでいいですわ。その後なんです。「付与は違憲との指摘があります」と、これは提出者の私的な感覚なんですよね。その辺について、じゃあ判決がそうになっているけれども、それ以降、判決の中のいい物食いをして、そういう形で勝手な指摘があるよということを書いておられるわけですが、この点について、委員会ではどういふふうな審議がされたのか。

違憲だよと、ああ、そのとおりでだよということによしとしたのか、判決は相当長文にわたりますけれども、その内容の中で違憲だとは言っとらんですよ、憲法違反じゃないということもあるわけですが、その点についてどういふご審議がされたのか、この点がまず第1点であります。

この陳情にもございますけれども、平成7年、1995年の2月28日に最高裁の判決が出された。それ以降、全国的には大きな動きがございました。その大きな動きとは、この陳情にありますように、憲法違反だよという指摘の上で大きな動きがあったのか、それとも憲法違反には当たらないと、こういう判決の内容でありますけれども、そういう判決の内容に沿って全国的に大きな動きがあったのかどうなのか、これが2点目であります。

3点目は、昨年9月以降、外国人への参政権付与に対する逆風が吹いてきた。ご承知のように、昨年9月、長年続いた自民党・公明党の政権が国民の審判によって退場させられて、新政権の民主党が政権を担うことになった。民主党が政権を担うようになったら、ところどころの自治体から、真っ向から外国人への参政権付与はまかりならんと、こういう逆流が起きているわけです。そうしたことについてどういふふうにご審議がされたのか、どうなのか、この3点についてまずお尋ねをしたい。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） 伊藤議員の一番初めの件については、この総務委員会では審議がなされませんでした。

それから、2番目に、大きな判決に対する動きということでございますけれども、永住外国人地方参政権を付与する法案については、外国人を差別する気はないけれども、唯一の正しい方法は帰化をされて、それから参政権を得る方がいいというような意見が

出ました。

それから、参政権、3番目の逆風についてということでございますけれども、参政権にはどうしても現時点では国会等での慎重な審議を求め、国会での審議を見守りながら現段階ではいきたいという意見がございました。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 陳情の中で、判決の流用といいますか、活用がされている。活用された内容がいい物食いだということですよ。そういう点からいけば、この日の1995年2月28日の最高裁の判決は、確かに言われるとおり、住民とは日本国民なりということだけで終わっておるものではないですよ。

それは、我が国に在留する外国人のうちでも、永住者等であっても、その住居する区域の地方公共団体と特段に密接な関係を持つに至ったと認められる者については、その参政権を与えることについて憲法上禁止されているものではないと解するのが相当であると、こういう判決文なんです。

その判決文があったからこそ、先ほど申し上げた、この判決以降、全国の、当時はまだ平成の大合併前ですから、3,302の自治体の50%を超える自治体が外国人にも参政権を付与せよという意見書、あるいは決議を上げた。こういう内容からいけば、この陳情書は、まさに付与は違憲との指摘があるという形で、判決を自分の都合のいいように曲げているのではないかなと、こんなふうに思うわけです。

そうしたこととあわせて、この陳情にもございますけれども、基本的人権だと。基本的人権は納税とは全く関係ないよというふうに論じていながら、参政権は基本的人権にはなじまないよと、こういう非常に矛盾に満ちたものであります。

そういう点からいけば、まさに昨年9月に国民の審判によって新政権が誕生したと。新政権が誕生したことによって、自民党を中心にして保守の再生と。保守の再生、そのための巻き返しということで、日本会議。日本会議というのは、ご承知の方もありますが、憲法を改悪せよという団体であります。さらに、また靖国派と言われる人たちも、その大きなグループの中の一員として、この外国人参政権への巻き返し、そういうものが繰り返されておりますけれども、それはともかくとしまして、基本的人権は納税額とは無関係だよと言われながら、この陳情の中では、基本的人権を何に求めているのかということが定かでないですよ。そうした点で、どういうご審議がされたのか。

それから、もう一つは、この中で恐怖心をあおっておるわけですよ。それは陳情内容ということで、下段に属しますけれども、「もしも外国人に参政権を付与した場合、さまざまな危惧が生じる恐れがあります。例えば、住民の少ない市町で外国人が大挙して住民投票すれば、市町村長や議員の選挙で強い影響力を及ぼしますよ」と、こういう形で危惧を言いながら恐怖心をあおると、こういうくだりになっております。

そうした時に考える時に、日本国籍を持つ日本人と外国人の持つ永住外国人の住民登録、あるいは住民の移動にかかわっては、どういう手続が必要なのかと。こういうことで、恐怖心をあおるだけじゃなくて、じゃあ実態として、住民が小さな町へ大挙して行ったと。大挙して行くからには、住民登録をして、そこの中の住民にならなければ選挙権が発生しないわけですが、そうした点で、どういう手続が外国人にあっては求められ

るのか。

その点については、こうやって恐怖心をあおるだけではなくて、この恐怖心が正当なものなのか、それともあおり立てるだけの内容なのかという点では、総務委員会でどういう審議がされたのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） まず初めの、この陳情は、自分の都合のよい方という質問であったかと思うわけですが、その件については、先ほど申し上げましたとおり、そういうことについての質問はございませんでした。

それから、基本的人権ということでございますけれども、この基本的人権については、やはり外国人の皆さんが永住をされておっても、やはり日本国憲法に基づいて帰化をされておれば、またきっとそうした参政権もいいでしょうが、現時点では、やはり帰化をしないと、なかなか参政権は基本的には認められないと、こういう意見はありました。

それから、こうした外国人永住の皆さんが、ある小さな市町村に急遽住民登録をされると危惧をされると、あと国政に影響が出ると、地城市町村に影響が出るということは心配があるという意見はありました。

以上であります。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 帰化すれば別だがというふうに答弁されております。じゃあ、委員長の思っておられる帰化とは、具体的にはどういう内容を指すのか。

帰化とは、あなたの説明を私なりに解釈すると、外国人の国籍を持つ外国人が日本に帰化ということは、日本の国籍を取得をすると、外国人の国籍を外して、国籍を取得するという意味合いにしか私は受けとめなかったわけですが、その帰化というものは、委員長はどういうふうな思いで説明をされたのか、どうなのか、答弁がいただきたい。

それと、もう一つは、外国人が住居地を移動し変更する場合、さまざまそれぞれの国によっていろんな事情がありますけれども、じゃあ日本の中で、そうした問題は具体的にどういうふうに扱われているのか。

例えば、日本国籍を持つ人間が虚偽の申請をした場合、あるいは義務違反をした場合、それは行政罰として罰則が当てはめられる。しかし、外国人が虚偽の申請や、あるいは義務違反をした場合、行政罰じゃなくて刑事罰になるんですよ。

そういったことも含めていくなれば、ここで言うように恐怖心をあおって、大挙して小さな町や村に外国人が押しかけてその市町村を乗っ取ってしまうよと、そんな危惧がありますよと、恐怖心をあおっておるわけですよ。

そういうことが具体的にできるかどうかという点でいけば、まさに日本人は、そういう虚偽の申請や義務違反をしても、行政罰として罰せられるけれども、外国人は刑事罰。刑事罰になりますと、経歴では前科がつくわけですよ。そういう違いが残されている。

そういう違いを乗り越えて、こうした恐怖心をあおるような、そういう陳情の内容については、委員会はどういうご審議がされたかということがお聞きしたい内容であります。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） まず、最初の帰化ということについてでありますけれども、やはり

帰化とは、外国人の永住者であられましても、やはり日本国籍をとっていただくということでない、そうしたことが帰化という気持ちで、一応、この時には受けとめております。国籍について帰化をしていただいて、日本人になり切っていたいただいた時点という気持ちで、この帰化ということは解釈しておりました。

それから、日本国籍、それから虚偽申請という、こうした件については、そこまで総務委員会では立ち入った審議はなされませんでした。

刑事罰等についても、当然、審議がされませんでしたので、その件についてはお答えができません。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） 陳情第3号について、委員長に質問をしたいというふうに思います。

委員長報告は採択するという事でお伺いをいたしました。

今、本当に日本では、多くの外国人の方たちが居住をして、日本人と同じ社会生活を営んでおられる。ただ、国籍が違うということでございます。

特に、韓国の方々は、今、2008年末の現在では、日本で58万9,000人ぐらいの方がいらっしゃるのではないかとこのように言われております。この方々は、1世、2世、3世、4世まで、今現在はおられるということをお伺いをいたしております。2世以降の4世までの方々というのは、本当に日本で生まれて育って、学んで、また結婚して、子供を儲けて、今、事業をやられているという方々が多くなっているのではないかなというふうに思われます。

また、その方々は、日本を出るのではなく、またこの日本の中で骨を埋めていこうという方々が、要するに日本の生活実態と何ら変わりのない方々が多いのではないかなというふうに思っておりますので、日本国民に近い扱いがされてしかるべきではないかなというふうにも考えております。

それで、この陳情を見させていただきますと、陳情の理由で4点言われております。それで、第1のところでは、憲法で違反しているのではないかと、また最高裁での判例を聞かれて違憲というふうにここで指摘をされておりますが、この判例というのは、確かに判例の本論では、確かに憲法は外国人への参政権の付与を要請していないということも明らかにもされておりますが、同じ判例の中で、傍論では、禁止していないということも明言されている判例でございます。同じ判例でございますが、そのところについて、要する要請はしていないけれども、禁止もしていないということをおっしゃっております。

ということは、この憲法はこの問題について判断を立法府にゆだねて、法律によって外国人を排除しても、また外国人に参政権を与えても合憲であるとする、この許容説に立っているというふうに、この判例では言われているというふうに私は読ませていただきました。

そこで、委員会では、この判例について、先ほどの議員と重なるかもしれませんが、要するに判例が違憲というふうにここでは一方的に言われておりますが、反対に禁止ではないということも述べられている、この判例について、何ら委員会としてこの辺につ

いての意見があったかどうかということもお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） ただいまの水野議員の質問でございますけれども、2008年には、韓国の方では58万9,000人というような2世から4世の方がおられるということでもございましたけれども、日本でその方たちが骨を埋めたいというような気持ちでおられるということを今言われましたけれども、その件については、やはり総務委員会の中でそこまで深入りした討論はなされませんでした。

それから、憲法で、やはり日本国籍、それからこうした永住の方々の参政権を禁止はしていないよという、今、ご質問でございましたけれども、この件についても、総務委員会では審議がなされませんでした。

それから、判例により違憲だよという件につきましても、そうした判例に基づいて合憲、違憲という審議はなされませんでしたので、報告いたします。

○議長（鈴木三津男君） 4番、水野君。

○4番（水野千代子君） それから、在韓日本の永住者の方々は、近年、増加をしているところでございます。

この陳情書の中の第2番のところでは、「向こうの、実際、日本で参政権を得た者は、わずかで、100名以下と言われ」というふうに、これらにも書いてございますが、私が調べさせていただいたところによりますと、在韓日本永住者は本当に増えておって、2010年の6月に予定をされている統一地方選では、2,000人程度の在韓日本人が選挙権があるということになると推定されているということがわかりました。

このように、少なからず日本人の方々が日本国籍のまま世界の各地で生活を営んでおられるのでありますので、相互主義というんですか、そういうのであれば、彼らの相応の権利が与えられておるわけでございますので、相互主義の観点から言えば、反対の立場の外国人の権利を重視するのは当然のことではないかなというふうに私は思います。

それから、委員長、先ほど「帰化をすれば」ということも言われました。確かに、帰化すれば国籍は得られるわけでございますが、帰化するにはさまざまな障害があるわけでございます。

例えば、その一つと言いますと、帰化の際の名前の問題があります。帰化後の氏名は、原則として日本では常用漢字表だとか人名漢字表等に上げられている漢字、または平仮名・片仮名以外は使用できないということになっておりますし、また韓国の方は夫婦別姓であるということで、こちらに見えて国籍をとるとすれば、どちらかが改名・改姓、名前を変えなければいけないという、そういう問題もあり、なかなか帰化するには障害があるというふうに聞いておりますが、その辺の帰化のことについて十分な委員会等で審議がされたのかどうかということをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） 永住者の中でも、今、水野議員は2,000人ぐらい国籍をとられている、権利のある人があるのではないかとございまして。けれども、それについても総務委員会では、永住者に対しては、ただ帰化をしながら、こうした参政権を得ていただきたいなど、こういう意見はありました。

それから、帰化ということについて、いろいろと深入りをされる審議ということをご
ざいませんでしたので、報告いたします。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、予算特別委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、予算特別委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案16件について、討論に入ります。

ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時53分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております案件について、順次、討論をして
まいります。予算特別委員会でもお願いを申し上げましたように、少々時間を要しま
すので、よろしくお願いを申し上げます。

第3号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

この条例は、職員に支給されている住居手当の削減・廃止をするものであります。持
ち家世帯主月額3,000円を50%カットして1,500円に、新築を購入して5年以
内については、月額4,000円を62.5%カットして1,500円に削減をし、さら
にそのほかの職員の月額2,000円を廃止をする条例の内容であります。

削減・廃止による職員給与への影響額は、年581万4,000円にのぼるものであ
ります。今年度は、既に地域手当が8%から5%へと引き下げて、3,846万7,00
0円、期末手当の引き下げで225万8,000円、そして今回、住居手当の削減・廃
止で、職員1人当たり平均削減額は年27万1,876円にのぼるものであります。

日本がいまだに底知れぬ不況から脱出できない大きな要因の一つに、国内消費の6割
を占める国民消費が落ち込んでいるからであります。民間給与が引き下げられているか
ら、公務員給与も引き下げる、公務員給与が引き下げられたから、民間企業もと、給与
引き下げ競争の悪循環が、不況から脱出できない要因になっているものであります。

大企業は、正社員を削減をし、景気の調整弁と言われる非正規雇用労働者を増やす一

方で、この10年間に利益をため込んだ内部留保を200兆円以上積みます。そして、この春の就職戦線は大氷河期以上の厳しさにさらし、若者たちを絶望の縁に追い込んでいる、これが実態ではないでしょうか。

ルールある経済社会を築き上げることが最も強く求められている今日、労働条件引き下げ、給与水準を削減することは、不況脱出を二重、三重におくらせるばかりか、国も地方も、その財政の大もととなる国民の住民の所得水準を引き下げ、税収の落ち込みを自らの手で招いているものでもございます。

このような悪循環を繰り返すことにつながる条例案に賛成できないのは、当然であります。

次に、第14号議案 平成22年度幸田町一般会計予算であります。

100年に一度と言われる経済危機が世界的には新興国の経済活動の活発化などによって一定の持ち直しが見られる中で、日本だけは二番底の心配もなされておりますように、ますます深刻化する経済情勢のもとで編成をされたのが、この予算案であります。

失業率は5%台の高い水準にとどまり、民間最終消費支出は名目でマイナスの見通しであります。失業の長期化によって、失業手当が切れる世帯が増えるなど、生活の不安は、昨年以上に高まっております。こうした状況にこたえる内容になっていないのが、予算案のその内容であります。

法人町民税は、2006年、平成18年度で22億6,400万円余りであります。それから21億8,000万円余りの激減をし、わずかに8,570万円にまで落ち込んでおります。

個人町民税も、2008年、平成20年度の24億6,000万円から26.5%、4分の1以上の落ち込み、6億5,000万円減少をいたしております。そして、その額は18億800万円であります。

これほどまでの落ち込みは、とりもなおさず住民の収入、所得の減少を示し、暮らしの厳しさを物語るものであります。このような厳しい状況に陥っている住民の暮らしを守り、支援していくことこそが自治体に課せられた使命であります。

半田市の例に倣いながら、個人住民税の減税を行い、暮らしを支援すべきであります。

都市計画税は、税制上に大きな矛盾を持つ税制であります。計画的に廃止をすべきでございます。

保育料の軽減は、重要な子育て支援策であります。保育料の総額は1億8,876万円あります。第2子半額、第3子無料を、その子が卒園するまでの子育て支援を充実すべきであります。

市町村振興資金は、これは宝くじの配分金・交付金であります。この振興協会には、基金として450億円以上が積み立てられております。市町村財政が未曾有の危機にある中、今こそ、市町村の振興を図るために、この基金を計画的に取り崩し、自治振興、財政支援で活用すべきだと提起をするものであります。

起債は、2008年度、2009年度、2010年度の3カ年で、5会計合わせて53億円余りの借金を積み重ねました。税収が激減する中で、元利返済の負担比率は26.3%に達し、その負担比率は今後増加の一途をたどります。開発優先の行財政運営の軸

足を住民の暮らし支援にと切りかえるべきであります。

ある団体が町の一般財源に相当する預かり金約1億3,500万円が定期預金として保管されている事実は、今日まで一切議会に説明も公表もされずに来ました。

1996年、平成8年4月1日付で預かり金の使い方で幸田町と協定を交わした以降、今日まで一切手がつけられず、満14年を迎えます。この間、毎年度決算の監査でも監査対象にしてきたのか、監査委員の意見などが付されてきたのかどうなのかも明らかにされていないままであります。

監査委員は、知識経験者と同時に議会推薦の監査委員も選任されております。この議場にも監査委員を経験した議員が在籍をされております。預かり金、それはまさに埋蔵金と言っても過言ではございませんが、預かり金を監査対象にしてきたのか、全く意に介さず、その存在さえも知らぬままであったのか、はたまたありきたりで通り一遍の監査をしてきたのか、いずれにしても職務放棄と怠慢、事なかれ、なれ合い体質が今日まで表に出てこなかったのが、預かり金1億3,500万円であります。

外部団体が預かり金を管理している実態を指摘をした私の質問に、会計管理者は、お金の出入りはすべて私が管理している。例月出納検査も定期検査も、そのような預かり金はないと、預かり知らぬことだと、こういう大ぶろしきと大見得を切られました。

預かり金の存在を知る者、それはまさにこの答弁によっても、その馬脚はあらわされているものであります。隠ぺい体質そのものであると指摘をし、立つ鳥跡を濁さずの気概で、早急に、早々に、即刻に一般会計で雑入として受け入れ、適切に処理すべきであると提起をし、指摘をするものであります。

このような預かり金が14年間もの長期にわたって適切に処理されてこなかった原因の一つ、それは監査事務局の弱体化が上げられます。年間予算額1,456万円余りで、そのうちの900万円が職員の人件費、監査委員報酬はわずかに66万円、5%にも満たしておりません。知識経験者の監査委員の月額報酬は、わずかに3万2,000円あります。

2月16日、議会は議員研修会を開催をし、研修会講師が「幸田町は監査事務局の部屋が独立をして確保されておりますか」「監査委員報酬は幾らですか」などと監査機能の強化についての話もされましたが、我が町を振り返ってみる時、町長部局の附属機関のような扱いの実態を大変恥ずかしく思い、知識経験者の監査委員のあまりにも低い報酬、その扱いが裏づけられているものだと認識を持ったものであります。

町長部局とは、独立をした監査権限と機能を持つ職務にふさわしく独立した部屋を持ち、知識経験者の監査委員の報酬は、最低でも議員報酬と同等以上にすべきだと提起をするものであります。

次に、歳出に移ります。人事管理を主要な職務をする総務防災課を中心に全職場に見られるのは、サービス残業、その実態であります。予算管理をしているから、そのようなことがないなどとする認識や答弁、それは職場実態を見る管理者能力欠如のあらわれであります。

就業後1時間を経過しなければ残業扱いをしない、手当をつけないなどの明白は、労働基準法違反であります。午後5時15分以降の労働は、職務命令がなければ働かせて

はならず、管理者の監督責任、欠如を示し、職場慣行となれ合いの横行を物語るものであります。即刻に改めるべきであります。

あいさつ行為の励行は、小学生から決まり事として教え込まれているものであります。初歩的で基本的な人間社会のルールであります。あいさつを交わすと自分の値打ちが下がると、そのような値打ちなど全く価値のないものであります。

テレビ放送が地上デジタルに切りかわるまで500日を切り、あと488日でありませぬ。町に地デジ対策はなきに等しく、総務省任せ、三河湾ネットのあこぎ商法野放しが、その実態であります。

アンテナ地域、中電エリア地域、新幹線エリアと地域が分かれ、地デジ以降の対応に違いがございます。新幹線エリアは、地デジ以降も既存7チャンネルは無料視聴の協定がされておりますが、中電エリアもアンテナ地域も問題が噴出をしていくことは明らかであります。

低所得者を初め社会的弱者を含め、良質で安価なテレビ視聴を保障する施策・対策を速やかにとらなければ、テレビ難民を生み出すものであります。テレビ難民をつくらぬ取り組みを進めるべきであります。

幸田町に在住する外国人は974名、約1,000名であります。ブラジル人328名、中国人287名、フィリピン人125名など、これらの外国人の移動や申請などは、その国の事情によって違いがあり、申請や届け出の内容に沿って必要な書類は何かということをサポートする、ワンストップで事が足りるような体制の充実と強化を求めるものであります。

非核平和都市宣言をされるべきであります。核兵器廃絶は、人類共通の願いであり、あえて宣言をしなくてもいいと言われる町長でありますけれども、宣言をすることによって、人類共通の願いを共有していることを内外に示す最も有効な意思の表明であります。住民と議会・行政が一体となって宣言をつくり上げ、我が幸田町の意味を内外に宣言をすべきでございます。

相見地区で待避線の路盤工事が始まっているJR新駅設置、住民合意を得ないままに見切り発車で強行することは許されるものではございません。新駅と自由通路建設で10億2,900万円、駐車場整備で1億1,500万円、合わせて11億4,400万円の予算計上であります。

原油高騰・資材価格の高騰の中で、町長好みの陸屋根式箱型駅舎など、ぶっかけ46億円、今日の不況の真ただ中であって40億円台になる見通しを語っても、40億円を大きく下回り30億円を切るかどうかの選択肢は全くなく、強行をするのみであります。税収が大きく落ち込み、落ち込みは長期にわたる深刻な財政状況にある今日、これ以上の新駅工事はストップすべきであります。

工事は、下り線の待避線の路盤工事までとして、それ以降の工事は先送りすべきだと提起をするものであります。何よりも住民の合意がないこと、財政が危機的な状況に陥ることにあるからであります。

10年度から、女性特有がん検診事業の取り組みがなされます。この事業に子宮頸がん検診とワクチン接種費補助を加え、万全な予防施策を充実すべきであります。

それは、緊急雇用創出事業について、幸田町の行政の典型的な姿勢が示されておりま
す。それは、面倒なことは一切したくないと、通り一遍の形ばかりの格好をつけ、事な
かれと一応主義、失業者の不安や悩み、困難さに思いをはせることのない、お役所仕事
と役人根性の凝り固まった発想であります。

職を失い、生活不安の縁に立たされている人たちに職の安定と永続性をこの事業で見
つけ、つくり出す、その選択肢は極めて幅が広く、行政マンの知恵の出どころでござ
います。この事業と真正面から向き合い、事業の目的である、再び失業者にならないた
めの雇用創出をするために、真剣な取り組みをすべきであります。

米の所得補償制度には、三つの問題がございます。

一つは、所得補償水準が全国一律で、あまりにも低いこと。政府は、標準的な生産費
を1俵1万3,703円だとしておりますが、農水省が公表している生産費調査による
と、1俵1万6,497円であります。政府の調査に照らしても、極めて低い水準に設
定されたもので、生産費補償に追いつかない額であります。

二つ目は、転作作物への補助金を全国一律として大幅に減額をしようとしていること
であります。特に、麦・大豆などの集団転作補助金をばっさり切り落とし、集団転作が
崩壊の危機にさらされているということでもあります。

三つ目は、戸別所得補償が農産物の輸入自由化の推進と一体として出されていること
であります。農業再生のために、私ども日本共産党は二つの柱を一体的に取り組むこと
が必要だと主張しているものであります。

一つは、農産物の価格保証を中心に所得補償を組み合わせ、生産コストをカバーする
施策をしっかりと行うこと、二つは、農業自由化を進めては、どんな対策をやろうと、穴
のあいたバケツに水を注いでいるようなもので、税金が幾らあっても足りません。日本
の農業を立て直すことには決してできないものであります。

この二つの柱を中心に、「安全・安心な食料は日本の大地から」を共通のテーマにし
た施策に転換することがどうしても必要であります。

公害苦情に対する対応は、怠慢の一言に尽きるものであります。あれも無理、これも
無理、できぬ、やれぬは、初めから取り組む姿勢がないことの裏返しであります。現場
に足を運び、住民の声をよく聞き、できることから取り組む、この第一歩が大事である
ことを肝に銘じるべきであります。

狭小住宅、ワンルームなどの共同住宅は、町内に10地区、131棟、990戸に及
びます。これらの共同住宅の連絡先の掲示、転入・転出を地元行政区に遅滞なく連絡を
する。ごみ出しや駐車場の十分なスペースの確保など、まちづくりの基本であります。

同時に、狭小住宅やワンルームの進出に対して、この我が幸田町をどんな町にしたい
のか、どういう人たちに入ってきてほしいのか、そのためにどんなまちづくりをするの
かの政策、ポリシーがないのが実態であります。開発さえすれば、目的完遂型の開発優
先ではなく、どんな町をどういう人たちとどうつくり上げていくのか、まちづくりの基
本をきちんとつくり上げるべきであります。

幸田町の町営住宅戸数は、3団地120戸であります。約1万3,000世帯の9%
程度の供給率であります。町営住宅の入居抽せんは、毎回、5倍、6倍以上の競争率に

あります。それだけ住宅に困窮している人たちが多いということでもあります。

一方、民間アパートは、空き家や空き部屋が多く見られます。これらの民間アパートを借り上げて、町営住宅並みの入居水準を確保した上で、住宅困窮者に住宅を供給する、この私の提起に、町長はやぶさかでないと答弁をされております。町営住宅並みの入居水準と家賃設定、家賃差額を補てんをする民間アパート借り上げ政策を早急に具体化し、実施されることを改めて求めるものであります。

中学生海外派遣事業を復活をして、330万円の予算計上であります。その一方で、補助金一律5%カットで406万3,000円の財源を生み出すと、その82%が海外派遣に回されて、330万円の復活であります。

海外派遣は、保護者や住民批判の強い事業であります。中止すべきであります。海外派遣の予算は、だれもが参加をする小学校・中学校の修学旅行費に回し、保護者負担の軽減に役立てて使うべきであります。

昨年、報償費をカットした、その傷跡はそのままでございます。小学校修学旅行報償金1,000円を2,000円に、中学生1,500円を2,500円に戻し、復活させても、174万円です。各種大会派遣報償費も、昨年カットしたままの金額であります。250万円を350万円に戻すことを、海外派遣に先立って優先をすべきであります。

指定管理者制度による5年間の委託契約期間が22年度で終わります。指定管理者制度は、安上がり行政、行政コストの削減が目的の制度であります。行政コストの削減とは、人件費削減以外の行政コストの削減はございません。指定管理者である幸田町文化振興協会が雇用する職員の賃金は、月額20万円程度であります。社会保険料などの控除後の年間所得は200万円以下であります。まさに、官が、幸田町がつくり出す官製ワーキングプア、働く貧困層そのものの実態が指定管理者制度でございます。

町民会館、図書館、町民プールの3施設は、委託期間の終期を機会に直営に戻すべきであります。図書館は収益を得る事業ではございませんし、全国でも極めて少数で、愛知県下でも5市町にすぎません。極めて特異な存在であります。

原理・原則を踏み外し、安上がりな行政コストのみの追求で誤りを犯した町民会館、図書館、町民プールの3施設は、指定管理をやめ、直営に戻すべきであります。わけのわからぬ預かり金を生む素地をなくすことにもつながるものであります。

新政権が財源づくり、財源探しで、事業仕分け手法を取り入れ、既得権化している各種の事業内容を公開の場で仕分けしたことに、多くの国民の関心が寄せられたことは、ご存じのとおりであります。

国民の関心事は、財源をどうつくるのかというところに寄せられたものではなくて、事業内容、予算のむだ遣いの実態が国民の前に明らかにされたことで、大きな関心を寄せたということでもあります。今、多くの町民が、幸田町も事業仕分けで洗い出しをし、町民の手で行いたい、こういう思いを持っておられます。

行政内部と名目上の外部による行政改革はされておられますが、実態はお互いの傷をなめ合い、いたわり合い、慰め合いであります。つまり、自己満足の行革であります。その一方で、行革という名前を使えば、町民に負担と犠牲を押しつける、その隠れみの

になっているのが行革の実態であります。

住民20名程度を公募で募り、一定の権限を持つ事業仕分け的な手法で行財政を総点検、仕分けして、今後のまちづくりの方向性や住民とともに切り開いていく事業仕分け的な施策、組織の立ち上げを提起するものであります。

町の借金残高は、五つの会計合計で160億円近い額に達しております。その元利返済は、すべて一般会計で賄っているものであります。返済財源は町税であります。税収が大きく落ち込み、その回復には、早くも3年先、5年先であります。町税が激減する中で、借金返済は増え続け、22年度は18億円を上回り、町税に占める負担比率は26.3%であります。今後、町税に占める負担額と負担比率は増加の一途をたどります。行財政運営の軸足を、開発優先、新駅強行から、暮らしを守り支援をする軸足に転換すべきであると提起し、討論いたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

2番、大嶽 弘君。

〔2番 大嶽 弘君 登壇〕

○2番（大嶽 弘君） 議案番号14号 平成22年度幸田町一般会計予算に賛成の立場から発言をいたします。

最初に、予算規模126億4,000万円について、景気低迷による町民税の落ち込みはしておりますが、なお69億5,000万円は見込まれておるところであります。財政力指数を見ますと、個人推計ではございますが、21年度で1.4以上、22年度でも1.32は最低確保できるというような推計をしておるところであります。

この水準を今できているという要因はどこにあるかと申しますと、これはこれまでの企業誘致、住宅政策、こういうものを進めた結果、固定資産税が安定している。地方税の中で一番安定財源と言われているのは固定資産税ということではありますが、これを最低限確保しているというのが今の本町であります。

これは、先人の先見性と近藤町政の手腕による、そういうところが町内外から現在も高い評価を受けている、これは皆さんもご承知しておるところであります。

22年度の予算編成の大きな骨子としては、最初に住民サービスの低下防止を図る。そして、その低下防止のために、資金のやりくりとして、都市施設整備基金など四つの基金財源を活用している。それから、町の将来を展望して、第5次総合計画とどういふふうにすり合わせていくかという観点から、選択と集中という言葉を使って、重点事業については継続していくという大きな要素で流れております。

そういうものに配慮された予算編成については、住民福祉と町の将来展望をどうバランスをとっていくかということに苦労し、熟慮して編成された予算と考えておりまして、賛同をいたしております。

次に、自治体固有の不況に対する減税対策論議についてであります。地方税の課税権は、憲法「地方自治法」により明示されておりますが、地方分権独立性確保ということで、この地方税が勝手にひとり歩きしていいのかということについては、大きな問題が生まれてまいります。

現在の日本の国を維持していく税制、そういう体系というものは、国税・県税・地方税、この3者がすべて相互に連携して支え合って、そして維持をしていかないと、全体の行政が回らないと。

例えば、簡単にある自治体が勝手に税率を下げまして、私のまちだけよければいいと、そういう考えでいった場合、例えば人口とか企業というものは、安いところに流れてくると思います。しかし、流れて行って、片方の出ていった、だれもいなくなったまちというのは一体どうなるのかという問題も考えていく必要があると、そのように考えております。

そして、自治体がある境界線を挟んで、片一方は90円、片一方は100円というようなことで、不公平をつくっていくということが日本憲法の中で果たしていいんだろかという問題があります。今回の町長答弁にありました、「中福祉・中負担でいく」ということについても、賛同するところであります。

それから、次にJR新駅建設推進について一言申し上げますが、昔からまちの経済とか文化が栄えてきたところは、どういう条件があるかと申しますと、やっぱり港湾、国道、県道、鉄道、そういう交通網が整備され、そして自然災害がなく、自然環境に恵まれているところに必ず発展、豊かさが生まれてきております。人と物の交流というものは、まちの発展に不可欠な要素となっているところであります。

鉄道駅というものは、周辺の活性化を引き出しているということは、本町以外、ほかの駅の建設を見ても明らかであります。そして、こういう駅の建設は、消費という、使ってなくなるものではないということです。将来に備えた投資ということになるわけがあります。

将来、まちの基盤として大きな支えとなりまして、税収に反映するとか、固定資産税もそうですが、税収に反映する、そして人々がいろいろ集い集まってくる、そういうところに活性化、活性化が生まれてくると、またプラスアルファが生まれてくるというようなことが期待できるわけがあります。

今後の新駅建設推進に当たっては、JRと十分な意見を交換されて、そして少しでもよりよい新駅建設ということになることを望みまして、新駅推進に賛成の立場で申し上げます。

それから、よく問題になっておりますのが中学生の海外派遣復活という問題でございます。

現在、NHKの大河ドラマで「龍馬伝」というものが放送されております。狭い土佐の国だけでなく、東京を見て広い世界を知っていく、そういうことは、その人間個人を成長させるということは当然であります。その地域に対する貢献も当然出てくるわけですから。そして、新しく挑戦・意欲を持って頑張ろうという人たちも生み出していく、そういう利点もたくさんあります。

当然、そこには派遣に選ばれる生徒、それから選ばれなかった生徒という差は生じてまいります。やはり生きていく以上、人生の励みとか悔しさがエネルギーになっていくという一面も出てくるわけがあります。

子供たちは地域の宝と言われております。中止をするよりも、前向きな施策というこ

とで、今年度予算計上されたことに対して賛同をいたします。派遣中のトラブルとか事故防止とか安全対策については、十分配慮されまして、無事成功するように考えておるところであります。

それから、町債 8 億 2,600 万円について若干申し上げますと、この使い道としては、各種ありますが、主に新駅自由通路、それから中央公園用地買い戻し金、こういう内容になっておりますが、これはいずれも必要不可欠な資金でありまして、特に反対するような言われのある使途ではないと考えております。

また、町債の返済計画は、元利込みで 11 億 3,000 万円、そういう状況からいきますと、8 億の借金に対して 11 億返済すると、簡単に言いますと、そういうことあります。プライマリーバランスというのが最終的には望まれるところではありますが、そういう意味では、財政健全化に向けて努力していく姿勢というものが予算の中に反映されていると、そういうふうな面が多々見受けられるわけでありまして。

今回の不況については、どんな立派な行政官であっても、経済学者であっても、予測は不可能であったところでありまして。そういう中での税収の減少というものについて、近藤町政の失政とか、そういう問題では全くないわけでありまして、景気回復までのつなぎ資金も考慮されまして、今後の幸田町財政を十分考えた上での 22 年度予算というふうに判断しまして、賛成の立場であります。

最後に一言、目まぐるしい、こういう環境が変化する中ではありますが、慎重で、かつ英断のある行財政の運営を期待しまして、賛成討論といたします。

以上です。

〔2 番 大嶽 弘君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、原案反対の発言を許します。

13 番、丸山千代子君。

〔13 番 丸山千代子君 登壇〕

○13 番（丸山千代子君） 特別会計について、順次、討論をしてみたいです。

第 16 号 平成 22 年度幸田町国民健康保険特別会計予算についてであります。

国民健康保険は、1958 年の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法第 25 条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化されたものであります。

現在、国保加入者の状況は、高齢者が増え、退職者、さらにリストラなどで失業した人や非正規雇用者、青年などの加入も増えております。そのため、国保は事実上低所得者で他の医療保険に入れられない人たちの医療保険となっております。

予算では、国民健康保険税が前年度比 15% 減少しましたが、その原因として、加入者の収入減少によるもので、まさに現在の国保の加入者の状況をあらわしております。

政府は、昨年、日本の相対的貧困率を初めて発表をいたしました。それによると、1997 年以降最悪であることが明らかになったわけで、それが国保税にもあらわれております。

予算では、国保税の引き上げはありませんが、加入者の所得は低下しているにもかかわらず、年々国保税の引き上げで支払いが困難となっている世帯が増え、滞納者の増加

につながっております。

2人世帯で所得100万円が14万5,000円、所得200万円が23万8,000円、所得300万円が30万9,000円など、1割以上もの国保税を支払わなければならない状況となっているのが実態であることが明らかにされました。

3月4日に、国会の参議院予算委員会で鳩山首相も、1割以上の保険料を支払わなければならないというのは、率直に相当高いと答弁をしております。国保は、低所得者など社会的弱者が多く加入する保険で、被用者保険の事業主負担に当たるものがないため、国が国庫負担を定めております。

高い国保税になった最大の原因は、医療費の増加とともに、国庫負担の引き下げが大きく影響しているものであります。1984年までは、かかった医療費の45%が国庫負担となっていました。それ以降は保険給付費の50%となり、つまりかかった医療費の38.5%に引き下げられたのであります。さらに、市町村国民健康保険の事務費負担金の国庫補助が廃止をされてまいりました。その結果、国庫負担の引き下げで、2007年には、ついに25%となっているものであります。国保加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、国庫負担を引き上げるべきであると主張するものであります。

予算では、一般会計や財政調整基金繰入金などで国保税の引き下げを抑えられたことは評価するものであります。しかしもうこれ以上高い国保税は払えないというのが、加入者の実態であります。

ところが、国は通常国会に法案を提出し、国保税の負担限度額を現行59万円から63万円に引き上げようとしております。政府は高額所得者に応分の負担を求めると言いますが、所得割率など応益負担割が高過ぎるため、高額所得者とは言えない人まで負担限度額を支払っているのが現状であり、実質上は国民負担増であります。国庫負担の抜本的増額による国保改善で、国保税の引き下げを求めるものであります。

次に、第17号 平成22年度幸田町老人保健特別会計予算、第18号 平成22年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算について、一括して討論をいたします。

老人保健制度を廃止をし、2008年4月からスタートした後期高齢者医療制度は、現代版うば捨て山とも言われ、国民の大きな怒りとなって広がりました。

この制度は、75歳以上の高齢者を他の年齢層から切り離し、高い負担と安上がりの差別医療を押しつけることにあります。病気にかかりやすく治療に時間がかかる後期高齢者を別枠の医療保険に囲い込みました。また、それまで老人保健制度に加入していた65歳から74歳の障害者が強制的に後期高齢者医療制度にも入れられました。

後期高齢者医療保険料は、2年ごとの見直しであり、高齢者の人口と医療給付費の増加という二つの要因で、保険料が青天井に上がるという仕組みであります。人口が増えることで値上げになるのは、75歳という年齢で区切って囲い込む、この制度だけあります。

高齢者を国保や健保から無理やり追い出し、大きな怒りとなったこの制度の廃止を新政権は公約としていましたが、2013年度まで4年間かけて新制度をつくり、それまでは現行制度を維持する方針で、廃止を4年後に先送りしてしまったのであります。し

かも、保険料の改定に当たっても、国として保険料値上げを抑える予算もつけないことが明らかになりました。

国は、各広域連合の剰余金の活用と財政安定化基金の取り崩しなど自治体の自助努力で保険料値上げを抑制せよという通知で、結局、国庫補助は行われず、高齢者医療にかかわって国が実施するのは、自公政権が行ってきた負担軽減措置の延長だけとなりました。

国の方針に従って、愛知県後期高齢者医療広域連合は、医療給付費剰余金等の充当、財政安定化基金の活用で、当初、11.99%の値上げ予定を4.95%の引き上げ率としてまいりました。

今回の改定で、県下の1人当たりの年間保険料平均額は7万3,998円から7万7,658円に引き上がり、幸田町の平均は6万6,800円となりました。4.95%に引き上げ率を抑えたとはいえ、基金はまだ20億円も積み立てたままに残すなど、値上げ抑制の努力は不十分と言えます。

さらに、現在の保険証の有効期限は7月31日までであります。今回の保険料値上げによって滞納者が増えると、8月1日からの保険証更新時に短期保険証や無保険状態が広がる懸念されます。現在、幸田町の滞納者は4人となっております。対策を早急にとるべきであります。

75歳という年齢で高齢者を区切って差別する制度に反対するとともに、即時廃止を求め、安心できる医療制度にすべきと主張し、反対討論といたします。

次に、第19号 平成22年度幸田町介護保険特別会計予算についてであります。

介護保険は、ことし4月に発足から11年目を迎えますが、介護の現場は深刻な人材不足で、事業所の閉鎖や特別養護老人ホームの待機者の増加などの一方で、保険料だけ取り立てて介護なしと言われるように、家族介護の負担が重くなってきております。

介護保険の保険料は3年ごとの改定が原則であり、昨年4月に引き上げをされ、ことし、平成22年度は中間年となります。新基準による要介護認定は、昨年10月から修正見直しがされ、軽度化傾向が改善されたものの、まだ軽度判定が出るという弱さを持っております。聞き取り調査など、丁寧な対応が求められます。

介護保険の財源で行われている地域支援事業のうち、訪問指導、配食サービス、転倒予防などを含む介護予防事業が国の事業仕分けの対象となりました。費用対効果が明白でないというもので、2010年度は変更はないとのことですが、費用対効果などについては検証していくということですので、廃止することがあってはなりません。十分に対応をお願いしたいというふうに思います。

昨年4月から減免制度の拡充が図られたものの、その実態は、あまり対象者が増えず、減免制度の不十分さがあらわれました。さらに、減免制度の拡充を求めるものであります。安心して介護が受けられる制度にすべきであると主張し、反対討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山千代子君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 陳情第1号と第2号について、賛成の立場を明らかにするものがあります。

私は委員長として採決に加わることができないため、委員長報告では賛成なしとなっておりますけれども、この討論の中で賛成の立場を明らかにしてまいります。

民間保育所運営費の一般財源化に関する国への意見書採択についての陳情書であります。

さきの総選挙では、子供の貧困、子育て困難をどう解決していくのか、各党の子育て支援政策が注目され、争点の一つとなりました。中でも、保育所入所待機児童が2万数千人にも及び、最も解決が急がれる問題となっております。

自公政権が退場し新政権になって、柱の一つに、子育て、仕事と家庭の両立への支援で、経済的な支援と保育所の増設を図り、質の高い保育の確保、待機児童の解消に努めることが掲げられてまいりました。

新政権が実際に進めているのは、新たに国が定めている保育所の最低基準の廃止・緩和を打ち出す事業仕分けで、延長保育事業や保育所運営費負担分を見直すなど、事態の打開と逆行する動きであります。

4月から実施される子ども手当ではありますが、その財源について、子ども手当の地方負担相当分を民間保育所の運営費交付金の削減という形で確保されることが明らかになりました。しかも、一般財源化することは、財政力の弱い自治体では格差が広がることは明らかであります。

平成16年度に公立保育所運営費の一般財源化が行われました。それまで国が負担分として負担してきたのが、一般財源化によって、自治体では、財政難による保育士の人員削減、非正規雇用が拡大をしてまいりました。

子供の命と健康を守り、そして安全を守り、成長・発達に責任を負う保育士は、子育て不安や困難を抱える保護者への対応、地域の子育て支援も担っております。専門性・継続性が確保されるよう、雇用の安定、労働条件の改善が必要であります。

民間保育所運営費の一般財源化は、待機児童解消どころか、保育所存続の危機をも招きかねない状況となります。子供の成長する権利を保障できる保育・子育て環境の実現は、国が責任を負うべきであると主張し、賛成の立場を明らかにするものであります。

次に、陳情第2号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情であります。

国の財政支出の抑制を主な目的にして、2006年4月から導入された障害者自立支援法が4年を迎えました。利用者にとって原則1割の応益負担はあまりにも重いために、この間、2回の負担軽減策と緊急措置がとられてきました。しかし、全国の障害者や障害者団体など、障害者自立支援法は憲法第25条の生存権の侵害に当たり、憲法違反だと裁判を起こすなど運動が広がってきました。

新政権では、連立政権の政策合意文書に、「障害者自立支援法は廃止し、制度の谷間がなく、利用者の応能負担を基本とする総合的な制度をつくる」と明記をされ、違憲訴訟についても、国は争わない姿勢を示し、ことしに入って原告弁護団との間で訴訟の終結に合意をいたしました。

障害者制度改革推進本部が設置され、今後5年間を集中期間と位置づけ、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を初めとする障害者に係る制度の集中的な改革を行おうとしております。

しかし、いずれにしても事業者の運営に収入減をもたらした日額払いの改善は後回しにされており、安定的な障害者福祉サービスの提供という点で、早急な改善が必要です。障害者とその家族の要求である障害者自立支援法の廃止に向けて、こたえていく必要があります。

新法制定は4年後と言われる中で、もうこれ以上我慢できない状況であります。新法制定までの措置として、「応益負担を応能負担に、日額払い方式を月額払い方式に早急に変更して」という願いにこたえるため、陳情を採択し、国に対して意見書の提出を求めることを主張して、討論いたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

4番、水野千代子君。

〔4番 水野千代子君 登壇〕

○4番（水野千代子君） 陳情第3号 外国人への参政権を付与する法案に反対する陳情、委員長報告は採択でありましたが、不採択する立場から討論いたします。

本陳情の趣旨は、選挙権は、国民固有の権利と定めた憲法第15条に照らして、日本国籍のない永住外国人に対し地方参政権を付与することは憲法違反であるので、国に対して参政権を付与することに反対するようにと理解をしております。

その根拠といたしまして、平成7年2月28日の最高裁判所の「住民とは日本国民を意味し、日本国籍を有しない定住外国人への参政権付与は違憲」との判例を引用しております。しかし、一方、同判決の傍論では、「法律をもって地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは憲法上禁止されているものではない」としています。永住外国人に参政権を与えるかどうかについて、憲法上の問題はないのであって、どうするかは国会で決めるということであります。

国におきまして、公明党は、永住外国人の地方参政権については推進の立場をとってまいりました。その理由の1点目として、「国民は法律の定めるところにより納税の義務を負う」との憲法第30条の、国民には定住外国人も含まれるはずであり、義務を課して権利を求めないのはおかしいということで、2点目として、多文化共生社会をつくること、3点目として、地方のことは地域に住む住民が自主的に決定することが好ましく、成熟した民主国家として、地域に密接な関係を持つと認められる外国人住民の意思も地域の公共的な決定に反映されてしかるべきという視点からでございます。

このように、永住外国人の地方参政権付与について公明党は一貫して進めてきましたので、この陳情については不採択とすることを主張し、反対討論いたします。

〔4番 水野千代子君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。
次に、原案反対の方の発言を許します。
反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。
これをもって、討論を終結いたします。
ここで、途中ではありますが、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
これより、採決いたします。
採決の方法は、起立により行います。

まず、第3号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。
起立多数であります。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第4号議案 工事の請負契約について（中央小学校体育館改築工事（本体工事））、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。
起立全員であります。

よって、第4号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第5号議案 町道路線の認定及び廃止について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。
起立全員であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第14号議案 平成22年度幸田町一般会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。
起立多数であります。

よって、第14号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第15号議案 平成22年度幸田町土地取得特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第15号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第16号議案 平成22年度幸田町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第16号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第17号議案 平成22年度幸田町老人保健特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第17号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第18号議案 平成22年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第18号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第19号議案 平成22年度幸田町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第19号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第20号議案 平成22年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第21号議案 平成22年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第22号議案 平成22年度幸田町下水道事業特別会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第22号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第23号議案 平成22年度幸田町水道事業会計予算について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第23号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号 民間保育所運営費の一般財源化に関する国へ意見書採択についての陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第1号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第2号 障害者自立支援法の「応益負担」「日額払い方式」に関する国への意見書採択についての陳情に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第2号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第3号 外国人への参政権を付与する法案に反対する陳情に対する委員長

の報告は採択であります。陳情第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、陳情第3号は、採択することに決しました。

日程第3

○議長（鈴木三津男君） 日程第3、議員提出議案第1号 外国人への参政権を付与する法案に反対する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

議員提出議案第1号について、提出者の提案理由の説明を求めます。

6番、足立嘉之君。

〔6番 足立嘉之君 登壇〕

○6番（足立嘉之君） 議員提出議案第1号 外国人への参政権を付与する法案に反対する意見書（案）の提出について。

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成22年3月23日

| | | | |
|-----|---------|----|----|
| 提出者 | 幸田町議会議員 | 足立 | 嘉之 |
| 賛成者 | 幸田町議会議員 | 酒向 | 弘康 |
| 〃 | 〃 | 杉浦 | 務 |
| 〃 | 〃 | 黒柳 | 広治 |
| 〃 | 〃 | 夏目 | 一成 |

提案理由

外国人に参政権を付与する法案を提出しないよう求める必要があるからである。

外国人への参政権を付与する法案に反対する意見書（案）

国家とは、政治的な運命共同体であることから、我が国の運命に責任を持たない外国人には、たとえ地方参政権であっても、参政権を付与することは認められない。

外国人に参政権を付与した場合、さまざまな危惧が生じる恐れがある。例えば、住民の少ない市町村で外国人が大挙して住民を登録すれば、市町村長や議員の選挙で強い影響力を及ぼすことになる。また、地方自治体の教育行政や福祉行政等の住民の意向にも影響力を及ぼすことも考えられる。

日本国憲法第15条第1項で、参政権は国民固有の権利と定めており、第93条第2項においても、地方参政権はその自治体の住民が選挙するものと定めている。また、平成7年2月28日の最高裁判所の判決で「住民は日本国民を意味する」としていることから、日本国憲法や最高裁判所の判決でも、外国人に参政権を認めていない。

よって、政府においては、外国人に参政権を付与する法案を提出しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月23日

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣 宛

以上であります。

[6 番 足立嘉之君 降壇]

○議長（鈴木三津男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案 1 件について質疑を行います。
議員提出議案第 1 号について質疑を許します。

1 3 番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 意見書の案についてお尋ねしたいというふうに思います。

私ども日本共産党は、国政についてはまだ反対の立場をとっておりますけれども、地方参政権につきましては、賛成の立場でございます。その点から、この意見書の案文に盛り込まれております内容につきまして、質問をしてみたいと思います。

外国人に参政権を付与した場合、例えばとございますが、この住民の少ない市町村で外国人が大挙して住民登録すれば影響力があるということでもありますけれども、この外国人の住民登録についてお伺いしたいというふうに思いますけれども、私ども日本国民が転居等によって住民登録、そんなに難しいことはなくて、ただ市町村の役所に行って手続をすれば済むわけでもありますけれども、外国人の場合、このようなことが起こり得るのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 6 番、足立嘉之君。

○6 番（足立嘉之君） ただいまの丸山さんの意見に対しまして、住民登録について、日本国民については簡単に住民登録ができるけれども、外国人の皆さんは難しいことがあるかということもございますけれども、この件については、それほど難しいことはないのではないかと私は思います。しかし、その住まれた年月等によっていろんな規制があるのではないかと、こんなことは思います。

以上です。

○議長（鈴木三津男君） 1 3 番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 外国人の方が住民登録をする場合、その手続には、その国の大使館がかかわって手続をしなければならないわけでありまして、そうした点からすれば、日本国民と同じような手続の中で住所を変更することはできないということでもあります。

一定の手続・制限があるわけでもありますので、この意見書の案文に盛り込まれている内容について言えば、このような懸念はないということをおっしゃるを得ない状況でありまして、大挙して押し寄せるといったことはできないという、こういう制限があるわけではありますが、そうした点について、この案文をつくられた過程の中で、そのような事実

があるかのごとくに盛り込まれることはいかがかということでございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） ただいまの件につきましては、私たちの陳情第3号について委員会でいろんな意見は出たわけですが、これにつきましては、さらなる議論が必要であり、国に慎重な審議を求め、国会での審議を見守りながら行っていきたいという考えの意見等も出ました。現時点で早急にということではなくて、国に慎重な審議を求めながら国会での審議を見守ると、そういうことから、現在はこの意見書を出させていたわけでございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 事実とは異なる記述をしながら意見書を提出をするということを幸田町議会が平然と行っていいのかということでもあります。

やはり、こうした表現をすることによって、実際あるかのごとくに装いながら、そして外国人の参政権があたかも日本国民の地方自治に関して悪影響を及ぼすかのようなごとの表現をしていくという文言については、非常に不適切な表現だというふうに思うわけでありまして、こうした点で、このような意見書が提出されることになれば、私は町議会としてどう審議したのかが問われるということにもつながりかねない内容であるかというふうに思いますが、その点について、具体的にこの事実関係を見ながらこうした文言を盛り込んだのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） この意見書の案については、現時点での皆さんの要望をある程度まとめて、これを現時点の思い、いわゆる審議の中の内容によって、この意見書を出させていただいております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この意見書の案文の中で、一つは、中段以降にあります、日本国憲法第93条第2項において、地方参政権はその自治体の住民が選挙すると、こういうふうに定めているよと、だからだめですよということですが、それじゃあ片一方を振り返って、地方自治法の冒頭で、地方自治の本旨というのがございますよね。地方自治の本旨とは一体どういう内容を指して、その解釈はどういうふうにしたのか、これが第1点目であります。

それと、もう一つは、形としては、陳情第3号の委員会での採択を受けて、その趣旨に沿って議員提出議案として意見書を出されたよと、こういう内容ですが、そもそも議員提出議案とは何ぞやと、こういうことなんです。

陳情書を採択した、採択しないというのは、陳情書に対する態度表明であるということと、もう一つは、議員提出議案とは、一定の要件を満たせば議員として議案が提出できますと、その提出する議案の内容は、提出者に名前を連ねておられる方々の賛同を得て提出をされるということなんです。

ですから、あなたの先ほどの説明でいきますと、現時点での要望を踏まえてという要望の内容が、陳情書採択を受けてというふうにしかな受け取れませんよ。それは、議員提出という独立した要件を具備をしながらも、そこに依拠するものは何なのかというものが明確になってないわけですよ。

ですから、そもそも議員提出議案とは何ぞやという感覚が問われてくるというふうに思うわけです。ですから、提出者である足立議員に、この議員提出議案というものの理解はどうされているのかというのを問うのが2点目でございます。

それから、もう一つは、若干、たとえがずれるかもしれませんが、戦前は女性に参政権を与えると、こういう考えを持つのは危険思想を持っておる人間だと、こういうことで、婦人に対する参政権は一切認めてこなかったと、こういう次元の内容じゃないですか。今日、女性に参政権を与えるのはとんでもない話だなんて言ったら、世間の物笑いになるし、時代に乗りおくれた遺物の存在でしかございません。

ということは、今日、この外国人への参政権付与も、女性に参政権を与える者は、そういうことを主張する者は危険思想の持ち主だということにイコールになるんじゃないですかということなんですよ。

そういう点で提出者にお尋ねするけれども、日本のほかに諸外国で外国人に参政権を付与している外国はどのくらいありますか、どういうふうに認識をされているのか、お答えがいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） 地方自治の本旨ということでございますけれども、地方自治の本旨、やはり外国人の方それぞれが永住された場合には、当然、こうした参政権付与ということがしてほしいと言われる方、それから日本の国民の皆さんの中にも、そうした考えをお持ちの方はたくさんあると思います。

でも、地方自治の中の本旨と申しまして、やはりここにちょっと申し述べたとおり、例えば住民の少ない市町村で外国人の方が大挙して住民登録をされると、いろんな面において危惧をされると、現在、危惧をされつつあるということでありまして、今後は、先ほども申しましたとおり、国会での慎重な審議等、そういうところを見守りながら、この意見は変わる可能性はございます。でも、現時点ではということでございます。

それから、議員提出議案でということでございますけれども、現時点でこうして陳情第3号として出されたわけございまして、この件については、やはり現時点での思いを議員提出議案として出させていただいたという形でございます。

それから、今申し述べられたとおり、日本の昔は女性の参政権がなかったということ为例に出されまして、これと今度のこの外国人への参政権を付与する法案に反対する意見書ということに対してでございますけれども、やはり現時点ではという状況のもとに、この議員提出議案で、こうした陳情に対しまして議員提出議案として出させていただくというような形でございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の提出者の答弁は、今後は国会の慎重審議を見守ると、こういうことを言われましたよね。そうすると、この意見書と全然違うことをあなたは答弁しと

るんですよ。この意見書は、最後にこう書いているでしょう。「よって、政府においては、外国人に参政権を付与する法案を提出しないよう強く要望する」と、国会に出すなとあなたは求めているわけだ。国会に出すなと言っておきながら、今後、国会の推移を見守りますよと、それはあなた、論旨の矛盾じゃない。

出すな、出すなと言って、出されるやつはしようがないなという感覚なんですよ。出すなと言ったら、出しちゃいかんのですよ。そういうことをあなたは求めている。議員の質問に対して、いや、今後は慎重審議を見守っていきたいよなんていうのは、法案が国会で審議されることをあなたは是認しとるんですよ。矛盾がないですか。意見書は出すなと、法案を出すなと、今後は出すなと言っても、そうはかなわんから、慎重審議を見守りますよなんて言ったら、こんな意見書なんかひっちゃかめっちゃかじゃん。論旨の統一性がないわけだ。

そういうのはきちっと解明していただかなければ、どこからか頼むと言われたし、出したからいいじゃないかという範疇でしかないじゃない。提出者として確たる信念のもとにこの意見書を出して、法案は提出まかりならんと、これが意見書の趣旨でしょうが。その趣旨をほうったらかしておいて、そういう答弁・説明をされるのは、提出者としての説明責任云々の以前の問題として、その資格が問われますよ。これが第1点目であります。

それから、第2点目の地方自治の本旨、これは憲法で、地方自治の本旨に基づいて法律で別にこれを定めると、その法律というのは地方自治法なんですよ。

ですから、憲法規定からいけば、地方自治の本旨があるんだよと。じゃあ、地方自治の本旨とは何なのかということです。それは、その地方にかかわる問題はその地域に居住する住民の意思によって決められるべきである。その意思は、地方公共団体を通して実現をするという、こういう原則なんです。

その上に立って、地方政治は、本来、その地域に居住する住民の要求にこたえ、住民に奉仕をするものでなければならんと。永住者のように外国籍を持っている住民であっても、ほかの日本国籍の住民と同じように地方自治と切り離すことのできない生活を送っている人々に参政権を付与すること、これは地方自治の本旨と、そして地方自治法の精神に合致をするというふうに思うわけですよ。

そういう点から言って、地方自治の本旨というものについては、あなたの説明では、そういう理解をするかせんかという問題じゃなくて、根本的な地方自治の本旨というものについてのあなたの理解と、提出者としてここで述べられておりますように、地方参政権はその自治体の住民が選挙すると定めておるからだめだぞと、こういうふうに結びつけておるわけですよ。

ですから、一つの使い分けという言葉が適切かどうかは知りませんが、国政にかかわる参政権は国民ということになっておるんです。住民にはなっとらんですよ。国政参政権は国民、地方参政権は住民、こういう使い分けが現にあるわけですよ。

そうした時に、国政と地方政治をガラガラポンで一緒にしちゃって、いや、住民も国民だからという形で、地方参政権の付与はまかりならんよと、それは憲法の第93条第2項に定められておるよというものは、乱暴な論旨ではないですか。説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） 先ほどの初めの質問でございますけれども、この外国人の参政権を付与する法案を提出しないようにということに対して強く要望するということと、ちょっと内容とは矛盾した発言ではないかということでございますけれども、この参政権付与ということに対しましては、国会の中での慎重な審議とか、また進捗状況を見きわめながらというような言葉を発したわけですが、これは中での審議の、総務委員会の中での、委員の中にはそういった内容もあったけれども、トータル的に現時点では、政府において、この外国人参政権を付与する法案を提出しないように強く求めたいということで、この意見書は出ささせていただいております。

それから、地方公共団体、地域等においては、地方の住民の意思を尊重するという形だということを今言われたわけですが、まさにそのとおりだとは思いますが、今回、この意見書を提出するに当たっては、つまるところ参政権を付与に反対をする、付与しないでほしいという意見書をつくらせていただいたわけでございます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 回りくどく説明をされておりますが、要は、この意見書はずっと前段でいろんな問題があると、参政権付与はね。だから、政府において、外国人に参政権を付与する法案は国会に出しちゃいかんよと、こういうことですよ。こういうことでくくっておられるわけだ。くくっておられながら、あなたの先ほどの説明は、今後は国会で慎重な審議がされるように見守るよというのは、誤りの答弁だよと、こういうことですよ。

誤りは誤りとして認めずに、ああのこうのああのこうの言ってやぶの中に引っ張り込まれて、そういうことで、よっしゃなんていうわけにはいかん。誤った説明の内容であったということは明確にしていきたい。

○議長（鈴木三津男君） 6番、足立君。

○6番（足立嘉之君） ただいまのご意見でございますが、審議の中で、総務委員会の中でこういうことがあったということを申し上げまして、これについては一応間違いでしたということで、ひとつご容赦願いたい。

それで、最終的に、この参政権を付与する法案を提出しないようにということで最終的には出ささせていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木三津男君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 別段ないようですので、以上で、議員提出議案第1号の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、議員提出議案1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

[14番 伊藤宗次君 登壇]

○14番（伊藤宗次君） 議員提出議案第1号 外国人への参政権を付与する法案に反対する意見書（案）の提出について、反対をするものであります。

この意見書（案）は、「我が国の運命に責任を持たない外国人には、たとえ地方参政権であっても、参政権を付与することは認められない」として、さらに憲法第15条第1項の規定を持ち出して、「参政権は国民固有の権利だから」としたり、1995年2月28日の最高裁判決で、「住民は日本国民を意味をするから参政権を認めていない」、だからと結論づけをしております。

しかし、この判決は、一つは、地方行政は住民の意思によって運営されている、これが憲法の制度であること、二つ目は、地方行政と特段に密接な関係を持っている永住外国人に対して、地方議員と自治体の首長についての選挙権を与えることは憲法上禁止されていないこと、三つ目は、永住外国人に選挙権を与えるかどうかは、国の立法政策の問題だと、このように位置づけているものであります。

私ども日本共産党は、永住外国人に参政権を付与すべきだと主張する理由は、大きく言って3点ございます。

第1は、その地域の住民として長く生活をし、地方行財政と密接なつながりを持つ外国人に対して参政権を付与することは、憲法に明記されている地方自治の精神から言っても必要な課題となっているということでもあります。

憲法には、「地方自治の本旨」という言葉がございます。これは、その地方にかかわる問題はその地域に居住をする住民の意思によって決められるべきであり、その意思は、地方公共団体を通して実現をするという原則でございます。

地方政治は、本来、その地域に居住する住民の要求にこたえて、住民に奉仕するものでなければなりません。永住者のように外国籍を持っている住民であっても、ほかの日本国籍の住民と同じように、地方自治と切り離さない生活を送っている人々にも参政権を付与することは、こうした地方自治の精神から当然なことでもあります。

2点目は、外国人に対して参政権を付与することは、世界のすう勢であり、時代の要請になっております。外国人に地方参政権を認めている国は、EUの加盟国を初めアジアやオセアニアに広がっております。これらのことは、地方参政権を付与することは、基本的人権の柱の一つとして広く認識されつつあることを示しているものであります。

これは、経済・社会がグローバル化し、世界的に人的な交流が進む中で、生活の拠点を日本に移す外国人が急増しているもとの、ますます強く求められていることでもあります。

このことは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと、こういうふうには憲法の前文

が定め、その精神の具体的なことにつながるものであるからであります。

3点目は、日本に特有の歴史の問題がございます。もともとは、日本国内で外国人参政権の要求が広がってきたのは、戦前、日本の植民地支配によって一方的に日本人に組み入れられた、戦後、国籍を選択する権利さえも与えないままに、再び一方的に日本国籍を喪失させる朝鮮・中国の人々が声を上げたからであります。

現在、日本で問われている外国人参政権問題は、こうした日本の過去の行為と切り離して考えることはできないものであります。

このように、外国人への参政権付与は、地方自治や基本的人権、歴史問題というさまざまな角度から実現が求められておるものであります。

1995年2月28日の最高裁判決は、外国人参政権をめぐる動きに大きな波紋を広げた判決であります。平成の大合併以前の自治体の総数は3,302ございました。このうち、外国人参政権についての意見書採択は、全体の半数近い1,531自治体に及び、人口ではほぼ7割に相当をするものであります。

ところが、最近になって、意見書を撤回をする自治体の動きが強まっております。外国人の地方参政権の法案を提出してきた民主党が政権に就いた以降、2009年10月以降、反対意見書や決議が上げられてくるようになっております。

この背景には、保守の再生を掲げた自民党などが日本会議や靖国派などの反動的改憲団体と連携し、各地で反対運動を組織している動きから出ているものであります。

これらの陣営は、外国人に参政権を与えれば、組織的に日本の政治に影響を与える恐れがあり、結果的に日本が外国の都合のいい国に改造されてしまうなどと主張をする、まさに排他的・排外主義に基づく危機感をあおり立てているものであります。

ほとんどの外国人は、一般の日本人と同様に、その地域に職を求め、居を定め、生活をしている人々であります。そうした人たちが何か組織的な意図と政治的背景を持って転居したり移動するなどとする発想をすること自体、根拠のない排他主義・排外主義にほかならないものであります。

地方政治における選挙権・被選挙権のような、地方参政権と国政参政権とを段階的・同列的に論じることはできません。一般論として言えば、国政参政権は国民に属するものであるのに対し、地方参政権は住民に属するもので、いずれにしても永住外国人に国政参政権を付与するかどうかは、十分な国民的議論と合意を得て結論を出していくべき問題でございます。

地方自治の本旨とは、その地域の住民として長く生活をし、地方行財政と密接なかわりを持つ外国人に対して参政権を付与することは、憲法に明記をされている地方自治の精神から言っても必要な課題であることを重ねて主張をし、意見書提出に反対をするものであります。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木三津男君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第1号 外国人への参政権を付与する法案に反対する意見書(案)の提出についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(鈴木三津男君) 着席願います。

起立多数であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決されました。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時より会議を開きます。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長(鈴木三津男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4

○議長(鈴木三津男君) 日程第4、第24号議案 幸田町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番 黒柳広治君の退場を求めます。

[10番 黒柳広治君 退場]

○議長(鈴木三津男君) 朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 近藤徳光君 登壇]

○町長(近藤徳光君) それでは、単行議案第24号議案について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書1ページをごらんをいただきたいと存じます。

幸田町監査委員の選任についてであります。

提案の理由といたしましては、笹野康男委員の辞任に伴い、選任をする必要があるからであります。

2ページをごらんをいただきたいと存じます。

笹野委員から、平成22年2月22日に辞職願が出され、同日付で退職を承認をいたしました。

議会選出の監査委員でありますので、その後任といたしまして、幸田町大字坂崎字城66番地 昭和12年12月17日生まれの黒柳広治氏を選任いたしたく、地方自治法

第196条第1項の規定に基づいて、議会の同意をお願いするものであります。

黒柳広治氏につきましては、平成7年度には、坂崎区長として地域の発展に尽力をされ、また平成11年からは、町議会議員として総務常任委員を皮切りに、各種委員会委員、さらには総合開発特別委員会委員長、総務委員会委員長を歴任をされるなど要職に務められ、立派な方であり、産業振興などの民間分野においても、実務管理能力、経営能力を発揮されており、あわせて町の行財政にも明るく精通をされておるなど適任者と判断をし、選任をさせていただくものであります。

ぜひともご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、議案関係資料につきましては、1ページから3ページでございますので、ご参照いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

〔町長 近藤徳光君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） これより質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題3回、15分以内でありますので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限にかんがみ、簡明なるご答弁をお願いいたします。

それでは、第24号議案の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 監査委員並びに監査組織は、極めて重要であります。

さきの討論の中でも若干触れましたけれども、私ども議会が2月16日に議員研修会を開催をいたしました。その折、講師から、監査の重要性と、同時に幸田町の監査の実態が聞かれました。

そうした中で、極めて幸田町の監査組織及び監査委員というものの身分の不安定さ、身分の不安定さと言うよりも、率直に申し上げて、町長の附属機関的な位置づけがされているという点から言って、私は最低でも監査事務局はきちっと隔離をされる、隔離をされるという言い方はいかんですが、独立をして確保されるべきであって、オープン・ザ・オープンという形で、町長のにらみが効くような、その位置にあるよというのは、私はふさわしくないと。そうした点で、現状置かれている自身が、あなた方がどういうふうにお考えなのかということと、もう一つは、人口3万から4万、そうした自治体における監査委員、特に知識経験を有する監査委員の報酬、月額3万2,000円ですよ。3万2,000円で、年間予算240億からの監査というのは、私は極めてその位置づけというのはあいまいであると、軽過ぎると。議会推薦の監査委員は2万3,000円ではありますが、それはともかくそれでいいと思うんです。しかし、知識経験の監査委員が3万2,000円という点については、あなた方自身がどういうふうな認識を持っておられるのか、ほかの自治体等とも比べて、我が町が監査組織及び監査委員の処遇等についてはどんな認識を持っておられるのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（近藤徳光君） お説のとおり、監査委員は、その行政執行の結果に対して審査をいただきながら的確なアドバイスをいただくということにおいては、極めて重要な職であ

るというふうに思っておりますし、またそれにふさわしい人がこれまでも当たってこられたというふうに思っております。

位置がどうかということであるわけですが、独立した形で監査事務局は置いてございますので、この私から遠く、監視する、そういう立場にはないので、その辺はひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

いずれにしても、総務とは切り離して独立の機構として机は置いてございますし、その限りにおいては、私は、部屋を設けるかどうかということにつきましては、それにこしたことはないというふうに思うんですが、そこまではちょっと行き届きませんので、ご理解をいただきたいと思います。

ところで、監査の知識経験者3万2,000円が高いかどうか、確かにそれにふさわしいことの処遇をしてあげるのはそうであるというふうに思いますが、やっぱり近隣市町、そういった関係等々からいたしましても、決して今、手元に持ってはおりませんが、大体、監査委員としての額はそういった横にらみをしながら、それにふさわしいと申しましようか、そういうことは常々配慮しておるつもりでございます。

ただ、今おっしゃるように、議員の報酬程度まで引き上げるべきではないかと、このことにつきましては、ちょっと検討課題とさせていただきたいと思います。

いずれにしても、非常に事務全般にわたって有能な方でございますし、またいろんな面で計数的にも明るく、今、監査委員、知識経験者の方は、かねがね私も、同級ではありますが、すばらしい方であるということをお認めいただいておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 組織図でいけば、ちゃんと町長部局とは独立して、枝分かれして、きちっとした独立した機関であるよと、こういう組織図にはなっておりますし、どこの市町もそういう組織図。しかし、実態としては、私は幸田町の監査事務局がそういう独立にふさわしい処遇等がされているかどうかという点では、大いに疑問がわくわけですよ。

喫煙室はパーテーションで区切られていると、喫煙する者については、パーテーションの中で、おりの中でたばこを吸えよと、こういう形になっているわけですよ。しかし、幸田町の監査事務局は、事務局長は専任で置いてありますけれども、オープン・ザ・オープンという点からいくと、私は少なくとも独立した組織にふさわしいような位置づけ、処遇ではないかと、こんなふうに思うわけです。

そうした点で、幾つかの点で、近隣の市町やら県下の状況について資料の提出を求めたいと思います。たくさんあるという言い方は適切じゃないかもしれませんが、幾つかの点で申し述べて、後、詳しいことについては、答弁をされる方に資料等をお渡しをいたしますが、その代表的な問題として、一つは、監査事務室、あるいは部屋が独立して確保されているかどうか、これは県下の状況を見ていただきたい。

ただ、県下の状況と言っても、名古屋市や、中核市と言われる四つの市については、これは常勤体制、識見の監査委員そのものは常勤体制ということが大半ですので、その名古屋市と四つの中核市については省いても構わんと思いますが、それ以外のところに

ついて、先ほど申し上げた監査事務室が確保され独立しているかどうか、それから監査事務職員が専任が何名で兼務が何名か、あるいは識見の委員の報酬、月額なのか年額なのか、あわせて議会選出の委員の報酬月額、あるいは年額、それともう一つは、それぞれ該当する自治体議会の議員の報酬は幾らか、あるいは識見委員が議会に出席をする、幸田の場合、本会議及び決算の特別委員会ですが、市町によっては、定例会ごと、必ず識見委員が本会議、あるいは必要な委員会等に出席をしている、そういう事例もございます。そうした点で、どのような議会との対応、出席はどうされているのかと、こういった内容も含めてございますが、全部申し上げんといかんのですが、後ほどお渡しはしますが、資料として出していただけるかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） ただいまの資料要求でございますが、改めて市町に紹介する事項も含まれておるような内容でございますので、一定期間をいただきまして調査をし、結果を議会への報告とさせていただきます。

○議長（鈴木三津男君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、第24号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することを決定いたしました。

これより、上程議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第24号議案 幸田町監査委員の選任についてを原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第24号議案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

選任の同意がされましたので、10番、黒柳広治君の入場を求めます。

〔10番 黒柳広治君 入場〕

○議長（鈴木三津男君） ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時17分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

日程第5

○議長（鈴木三津男君） 日程第5、第25号議案 平成21年度幸田町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 近藤徳光君 登壇〕

○町長（近藤徳光君） それでは、第25号議案 平成21年度幸田町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

補正予算1ページをごらんをいただきたいと存じます。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ5,583万5,000円を減額をし、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ145億2,864万4,000円とするものであります。

第2条、繰越明許費の補正であります。4ページの第2表のとおり、中央小学校体育館改築事業の入札結果により、繰越明許費を1億3,500万円減額をし、限度額を3億5,500万円に変更をお願いするものであります。

この時期に補正予算を提出させていただきました理由は、国の第1次補正にて予算化されました「公共投資臨時交付金」につきましては、政権交代により要綱の制定等の事務がおくれ、3月に入り交付対象事業や交付金額が確定をしたことに伴い、また国の第2次補正予算にて予算化されました「きめ細かな臨時交付金」につきましても、3月になってから追加配分の通知があったためであります。

それでは、まず歳入につきましては、補正予算説明書8ページをごらんをいただきたいと思えます。

55款国庫支出金において、中央小学校体育館の本体工事費の入札結果により、公立学校施設整備費国庫負担金を1,564万2,000円減額をし、きめ細かな臨時交付金は、追加配分により1,326万5,000円を追加し、公共投資臨時交付金を1億3,293万2,000円新規計上をし、75款教育基金繰入金を1億8,639万円減額をするものであります。

続きまして、歳出について説明をいたします。

補正予算説明書10ページ及び別冊の議案関係資料4ページをごらんをいただきたいと

存じます。

公共投資臨時交付金の充当事業につきましては、町単独事業として実施しました20款民生費の障害者地域活動支援センター建設に6,590万円及び55款の教育費の中央小学校体育館改築に6,703万2,000円の1億3,293万2,000円を充当するものであります。

公立学校の施設整備費国庫負担金の減額分1,564万2,000円と相殺により財源更正をし、中央小学校体育館工事費については、1億3,500万円減額をするものであります。

また、きめ細かな臨時交付金につきましては、45款土木費の橋梁修繕工事に全額を充当するものであります。

70款の諸支出金では、国庫支出金の充当により減額となった一般財源分を財政調整基金に積み立てをし、全体の調整をするものであります。

別冊の議案関係資料5ページをごらんください。

上段の繰越明許費補正につきましては、さきに説明いたしました中央小学校体育館改築事業の繰越明許限度額4億9,000万円を3億5,500万円に変更するものであります。

下段の繰越明許費財源変更につきましては、議決事項ではございませんが、橋梁修繕事業できめ細かな臨時交付金が追加配分され、財源の内訳が変更となりましたので、ご報告をさせていただきます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、可決・承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 近藤徳光君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は、3回、15分以内であります。

第25号議案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、第25号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託省略についてお諮りいたします。

ただいま議題になっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、上程議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木三津男君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木三津男君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第25号議案 平成21年度幸田町一般会計補正予算(第5号)を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(鈴木三津男君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第25号議案は、原案どおり可決しました。

日程第6

○議長(鈴木三津男君) 日程第6 閉会中の常任委員会及び議会運営委員会の継続審査・調査の件を議題といたします。

会議規則第73条及び第75条の規定により、お手元に配付してあります(案)のとおり、各委員長から所管する事項について、閉会中も審査及び調査について、終了するまで継続しこれを行いたい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(鈴木三津男君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(鈴木三津男君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することを決定いたしました。

これにて、平成22年3月1日より招集された第1回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時27分

○議長（鈴木三津男君） 閉会に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

〔町長 近藤徳光君 登壇〕

○町長（近藤徳光君） 平成22年第1回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

議員の皆様方には、去る3月1日から本日までの23日間の大変長い間、ご苦労さまでございました。会期中、終始熱心にご審議をいただき、私どもから提案をさせていただきました全議案とも可決・承認を賜り、誠にありがたく、改めて厚くお礼申し上げます。

成立させていただきました各議案の執行に当たりましては、審議の際にいただきましたご意見・ご提言等を重く受けとめ、町民福祉の増進と町政発展のために努力をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日、議会最終日に可決・ご同意をいただきました監査委員におかれましても、黒柳議員、今後の予算執行はもとより会計予算・決算等、行財政全般に適切なご指導・ご教示を賜りますようお願いを申し上げます。

また、6名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どなたのご質問も時宜を得た内容で、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

特に、平成22年度予算関係につきましては、現下の世界経済環境と財政状況の悪化という大変深刻な状況であり、まだまだ先行きが大変厳しく、不透明な面もありますが、一段の行政改革に積極的に取り組みながら、簡素で健全性を確保しつつ変革に対応し、「持続可能な住みたくなるまち 幸田」の実現に向け、最大限の努力を傾けてまいり所存でありますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、ご可決・ご承認をいただいた、この当初予算の中には、総務管理費において、新たにふるさと町民公開講座を予定をいたしており、5月5日に野場区出身の昨年文化功労章を受けられた名古屋大学名誉教授 杉浦昌弘氏、そして7月28日には、大草区の中部経済連合会会長の川口文夫氏、また8月14日には、幸田区出身の東京芸術大学名誉教授の中根 寛氏を講師にお招きし、それぞれあじさいホールにおきまして予定をいたしております。追って、この件については、広報等でも周知をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、2点ほどお願いとご報告をさせていただきます。

まず1点目といたしましては、人事異動の件でございます。

今年度中には、13名の職員が退職する予定でございます。これまでそれぞれの立場で努力をしてくれましたことに改めて謝意を表したいと存じます。とりわけ、中には部長級4人が含まれております。

長きにわたり勤務いただいた会計管理者 本多幸夫君、健康福祉部長の音部年秀君、参事の鈴木忠男君、議会事務局長の長坂安博君であります。幸田町行政の発展のため

にそれぞれの持ち場で行政実務のかなめとして努力をしてくださいました。私といたしましても、心からその功績に謝意を表したいと存じます。

本多会計管理者につきましては、昭和48年に本町の職員として採用され、37年にわたり勤務をされ、平成6年には産業課長、平成12年に財政課長、平成17年には総務部次長、そして平成19年には会計管理者を担当してくれ、会計事務全般を含む財政収支部門のかなめとして大変寄与してくださいました。

音部健康福祉部長につきましては、昭和48年に本町職員として採用され、37年にわたり勤務をされ、平成7年に用地対策室長、平成10年に保健課長、平成17年に健康福祉部次長、そして平成18年には健康福祉部長を担当いたし、土木・環境・健康・福祉まで幅広く土木福祉行政の進展に寄与してくださいました。

また、鈴木参事につきましては、昭和47年に本町職員として採用され、38年にわたり勤務をされ、平成13年に税務課長、平成17年に監査事務局長、平成19年に総務部次長、そして平成20年には参事を担当をいたし、税務全般、あるいは監査による事務事業の評価の推進、そして消防行政の推進に尽力をしてくださいました。

長坂議会事務局長におかれましては、昭和45年に本町職員として採用され、40年にわたり勤務をし、平成7年から学校教育課長、平成13年に福祉介護課長、平成17年に産業課長、平成20年には福祉部次長、そして平成21年には議会事務局長を担当いたし、学校教育から産業の振興、福祉行政、そして議会の円滑な対応に尽力をしてくださいました。

惜別の念は残るわけではありますが、改めてこれまでの努力に深甚なる謝意を表するとともに、健康に留意をされ、これからも現役の職員に対する指導・助言をあわせ、一町民の立場で町政を見守ってほしいと願っておるところでございます。

次に、新年度の4月1日付の人事異動でございますが、お手元に届いておるかと思いますが、新規採用職員は15名とし、職員総数は318名で、昨年対比では、教育の1名増、そして消防の2名増ということで、実質的には2名でございますが、3名の増員であります。

今回の異動は、総勢93名でございます。異動に当たっての基本的な考え方は、効率的な行政運営を引き続き円滑に推進するために、課長職の4人を部長職に、主幹職の6人を課長に昇格させるなど、部課長クラスの異動を中心とし、当面する今日的な課題に十分対応していくため、税務・福祉・教育・産業の各分野に配慮しつつ、将来を見据えた社会資本の整備とし、飛躍の基礎となる事業の推進を図るべく適正な対応ができると思ひ、職員配置を行いました。

なお、女性職員にも同様の道を開き、2人を課長補佐に昇格させるなど、個性と能力を十分に発揮できる職場環境の構築にも努めてまいったところでございます。

また、配置年限の長い中堅職員の異動など、適材適所には当然のことでございますが、4年目を迎えるグループ制の体制をさらに引き続き継続し、必要な改善を図りながら推進をしていくものでございます。

いずれにいたしましても、仕事は人であり、また組織でもあり、チームプレーが極めて肝要であることから、私を初め職員一丸となって力を合わせ、住民の信頼にこたえて

まいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、最後に副町長の退任の件でございます。

大須賀副町長には、後ほどごあいさつがあらうかと思いますが、このたび一身上の都合により退職の申し出があり、これを認め、3月31日付をもって退職することになりましたことをご報告をさせていただきます。

大須賀副町長は、昭和50年に町職員になり、社会教育課長、総務課長、福祉部長、総務部長、助役、副町長として35年勤めていただいたわけでありましたが、これまで事務の統括補佐として、事務事業の合理化、町民会館を初めとしたハッピーネス・ヒル・幸田施設の建設管理・運営、人事行政、そして積極的な行政改革にも貢献をしてくれました。特に、平成18年からは助役、19年からは副町長として3年余り、私の相談補佐役として一生懸命努力をしていただきました。改めて、これらのご功績に謝意を表するとともに、それぞれまた道を歩まれるというふうに思いますが、健康のご留意をされて、町のために、またご家庭のためにお尽くしをいただきたいなというふうに思っております。

以上、私からのお礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

〔町長 近藤徳光君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） ここで、この3月末で退職されます会計管理者、健康福祉部長、参事及び議会事務局長の4名から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

初めに、会計管理者。

〔会計管理者 本多幸夫君 登壇〕

○会計管理者（本多幸夫君） ただいまご案内がありました会計管理者の本多でございます。議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げたいと思います。

先ほど町長の方からもご案内がございましたが、私は昭和48年に役場に入りまして、37年、この3月をもちまして定年退職ということでございますけれども、振り返ってみますと、曲りなりにではございますけれども、私なりの足跡はそれぞれの部署で残してこれたかなというふうに思っております。これもひとえに、皆様方、議員様、そして地域の方、家族ももちろんでございますけれども、私を取り巻く多くの方々の支えによって、ここまで何とかやってこれたというふうに思っております。大変ありがたく思っております。

退職後におきましては、行政からちょっと一線を引きたいなという気持ちがずっと以前からございまして、そういうことと、それから家庭の事情もございまして、しばらくリセットの時間をいただきまして、その後は、体が元気であれば、いろいろお世話になった方々に恩返しをしたいなと、そういうことができればいいかなというふうに思っております。また、その節にはよろしく願いしたいと思っております。

本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

〔会計管理者 本多幸夫君 降壇〕

〔健康福祉部長 音部年秀君 登壇〕

○健康福祉部長（音部年秀君） 一言お礼のごあいさつを申し上げます。

37年間勤めました、この幸田町役場を退職をいたします。

多くの町民の皆さん、とりわけ議会の皆さんには大変お世話になりました。また、町長初め職場の先輩や後輩の皆さんたちにも温かく支えられ仕事をすることができました。今思うと、本当に幸せな時を過ごしてきたと思います。

この間、町民の皆さんからは、怒られたり、激励されたり、時には褒められたり、とても懐かしい思い出ばかりであります。悲しかったことは、職場の同僚が途中で亡くなったということが一番の悲しさでもあります。

地方自治にとって、民主主義の発言の場所としての、この議会に出席をさせていただくことができまして、本当にありがたく思っております。議員の皆さん方からたくさんのご質問をいただきました。本当にありがとうございました。

十分な答弁ができませんでしたが、皆さん方には大変ご迷惑をおかけしましたけれども、私にとってはとても勉強させてもらいました。そして、多くの皆さん方のご質問の中身を町の行政の中に反映することもできました。本当にありがとうございました。

今後も、後輩の皆さんに対してたくさんのご質問をいただくことを心からお願いを申し上げます。

4月1日からは、自分の居場所探しに時間をかけたいというふうに思います。しかし、私は気持ちは決まっております。在職中に皆さん方からいただいた、たくさんのご厚情やご支援をその町民の皆さん方に私自身はお返しをしなければならないというふうに考えております。大好きなこの幸田町で、引き続き皆さん方にお世話になりながら生きていくつもりでおります。

簡単ではありますが、私からのお礼のあいさつとさせていただきます。

本当に長い間、ありがとうございました。（拍手）

〔健康福祉部長 音部年秀君 降壇〕

〔参事 鈴木忠男君 登壇〕

○参事（鈴木忠男君） 私からお礼のあいさつを申し上げていきたいというふうに思います。

このたび、消防本部を最後に定年退職をすることになりまして、思えば38年間の長い間ありがとうございましたけれども、幸田町職員として身を置かしまして、ほんの一部ではありますが、町民の皆さんに喜んでいただいた仕事ができただかなということは、自問しているところでございます。

顧みますと、浅学非才な身でありまして、今日まで大過なく過ごせたのも、同僚、また諸先輩、議会の皆さんのおかげだと、厚く感謝申し上げる次第でございます。

昭和47年から奉職させていただきまして、最後の仕事が消防本部の消防の広域化という新しい問題でございますけれども、2年間携わらせていただきましたけれども、半ばということで、この事業につきましては、後進にゆだねる部分が多いというふうに考えて、心も少し残っておりますけれども、今後、後輩がしっかりやっていただきたいと、こんなふうに思っております。

先ほど町長が、13年から税務課長ということでございますけれども、実は平成8年から幸田町文化振興協会におりまして、その5年間、私、事務局長として過ごさせてい

ただきました。

特に印象に残っていることをございますけれども、平成8年8月オープンということで、1週間ぶっ続けでイベントをしたんですね。その時に、やはり町民の方が多くご来場されてですね、夜・昼構わず、何かトラブルがあるかなと、こんなふうに考えておりましたけれども、大したこともなくこの1週間が無事に過ぎたということで、この時が、やはり体の疲れもありましたけれども、仕事に対しての満足感が非常にあったということを痛切に今感じております。

特に、この舞台があるわけをございますけれども、その舞台裏を見まして、やはり町と同じような形で、多くのスタッフに支えられて仕事がなされているということもありまして、いろんなことをこの5年間の中で学ばせていただきました。

特に、この文化振興協会の中におりまして、イベントの企画、またはチケット販売ということで、公務員としてはなかなか経験のできない仕事をこの5年間でやらせていただいたということをございます。芸能界の一部をかいま見ることでもできたと、これは私の心の中でいつまでも消えない思い出になるだろうと、大切にまたしていきたいと、こんなふうに思っております。

特に、最近の経済状況、非常に厳しいというふうに思っておりますけれども、幸田町のご発展と議会の皆様方のますますのご発展をお祈り申し上げたいと、こんなふうに思っております。

退職後は、やはり本多君と同じような形で、4月からは少しリフレッシュを考えて、半年ぐらいは何とかぶらぶらしようかなと、こんなふうに思っております。

また、地元を通していろいろお世話になるかというふうに思いますけれども、またその時はよろしくご指導のほどお願いしたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、皆様のご健康とご多幸をお祈りいたしまして、お礼のあいさついたします。

本当に長い間、ありがとうございます。（拍手）

〔参事 鈴木忠男君 降壇〕

〔議会事務局長 長坂安博君 登壇〕

○議会事務局長（長坂安博君） 退職に当たりまして、このようにあいさつの機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。

私は、先ほどご紹介もいただいたわけですが、昭和45年に奉職しまして以来、40年という長きにわたり、地道ではありましたが、着実に自らの職責を果たすことができたと思っております。これもひとえに、皆様のご厚情のたまものと、心から感謝を申し上げる次第でございます。

振り返りますと、辛かったことやうれしかったこと、また町民の方に喜んでいただいたことなど、この40年間で走馬灯のように脳裏を駆けめぐり、一言では語り尽くせません。今は、ただただ感謝の気持ちでいっぱいでございます。

特に、本年度は、議員の皆様には直接ご指導・ご鞭撻をいただく機会ができ、私の公務員人生において貴重な1年間であったと思っております。

退職後は、健康に留意し、一町民として地域のために少しでもお役に立ち、そういっ

た人生が送れればと思っております。

最後になりますが、今後ともご交誼を賜りますようお願い申し上げますとともに、議員各位におかれてもお体をご自愛いただき、町政発展に一層ご活躍されますことを心からご祈念申し上げます、退職に当たりまして、私のあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

〔議会事務局長 長坂安博君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、同じくこの3月末で退職されます副町長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

副町長。

〔副町長 大須賀一誠君 登壇〕

○副町長（大須賀一誠君） ただいま議長のお許しをいただきまして、この場でごあいさつさせていただくこと、誠に感謝申し上げます。

私、一身上の都合をもちまして、この3月31日をもちまして退職をさせていただくことになりました。

35年間でございましたですけれども、本当に皆様方にはお世話になりまして、ありがとうございました。心より感謝申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

〔副町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 議員各位には、何かとご多忙の中、長期間にわたり熱心にご審議を賜り、議長としても厚く御礼申し上げます。また、議事進行にご協力いただきましたことを重ねてお礼申し上げます。

理事者各位には、成立した各議案の執行に当たって、審議の過程において、表明された意見・要望等を十分尊重し、適切に運用され、一層の努力をされることを申し上げる次第であります。

大変長期間にわたるご審議、ご苦労さまでした。

これをもって散会といたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成22年3月23日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 大須賀 好 夫

議 員 内 田 等